事業主の皆様へ

就職氷河期世代の方の就職支援にご協力願います

バブル崩壊後の厳しい経済状況にあったが故に、個々人の意思等によらず未就職、不安定就労を余儀なくされ、引き続きその影響を受けている、いわゆる就職氷河期世代の方の活躍を支援するため、事業主の皆様のご理解とご協力をお願いします。

就職氷河期世代限定（歓迎）求人の提出について

労働施策総合推進法に基づく、労働者の募集及び採用における年齢制限の禁止については、例外的に年齢制限が認められる場合を同規則で定めており「特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合」は年齢制限を認めることとされています。
令和元年８月27日から、この「国の施策」に「ハローワークにおける就職氷河期世代を対象とした窓口」を位置づけることとされ、以下のような条件で年齢制限のある求人受理を行うことが可能となりましたので、就職氷河期世代限定または歓迎求人の提出をお願いします。

35歳以上55歳未満の者

いわゆる就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方であり、期間の定めのない労働契約を締結することを目標をする場合に限り、かつ、当該労働者が職業に従事した経験があることを求人の条件としない場合に限る。

注）正社員雇用の機会に恵まれなかった方
雇い入れ日前1年間に正社員として雇用されていない者、かつ、雇い入れ日直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者や、概ね一年以上、臨時的・短期的な就業を繰り返す、あるいは臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い者、非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い者など、安定した就労の経験が乏しい者（正規雇用の在職求職者は除く。）

しが就職氷河期世代サポートコーナー のご案内

077-563-0350（平日9:00～17:00）

滋賀労働局・ハローワークでは、就職氷河期世代の方を支援する専門窓口を令和２年１月16日に開設し、「安定した仕事に就きたい」「スキルアップを図りたい」など、様々なニーズにきめ細かに対応し、就職氷河期世代限定（歓迎）求人の積極的マッチングを行います。

- ハローワークでの予約相談
- 氷河期限定（歓迎）求人の提供
- 個別求人開拓
- ファイナンシャルプランナーによる相談
- 臨床心理士による相談
- ハロトレ情報の提供

滋賀労働局・ハローワーク

020116

就職氷河期世代を支援する事業主向け制度、助成金のご案内

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

お問い合せ先
管轄ハローワーク

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則３ヵ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適正を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

対象労働者	支給額
①紹介日の前日から過去２年以内に、２回以上離職や転職を繰り返している者 ②紹介日の前日時点で、離職している期間が１年を超えている者 ③妊娠、出産、育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が１年を超えている者 ④紹介日時点で、ニートやフリーター等で45歳未満である者 ⑤就職の援助を行うにあたって特別な配慮を要する者（生活保護受給者等）	月額４万円

特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）

お問い合せ先
管轄ハローワーク

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象者を正規雇用労働者雇い入れる事業主に対して支給されるものです。

対象労働者	支給額
①雇入れ日時点の満年齢が３５歳以上６０歳未満の者 ②正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が１年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去１年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者 ③ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある者 ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者	対象者１人あたり 計 60（50）万円 （６ヵ月定着後30（25）万円 １年定着後　30（25）万円 ※括弧内は中小企業以外）

雇入れ日において①～④のいずれにも当てはまる方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により正規雇用労働者として新たに雇用する場合に対象となります。

人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）

お問い合せ先
労働局（職業安定部）

非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換することを目的として、雇用型訓練（有期実習型訓練）を実施する場合の訓練経費や訓練中の賃金の一部助成を行います。

【注意】いずれの助成金も、受給のための手続きや詳細な支給要件が他にも定められています。
ご利用を希望の場合は、事前に上記お問合せ先にご確認ください。